

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

●8月1日に保険証(後期高齢者医療被保険者証)を更新します

○8月1日からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

(保険証は、白色の封筒にて「簡易書留郵便」でお届けします)

## ■配達時に不在の場合

「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、「お知らせ」に記載されています。

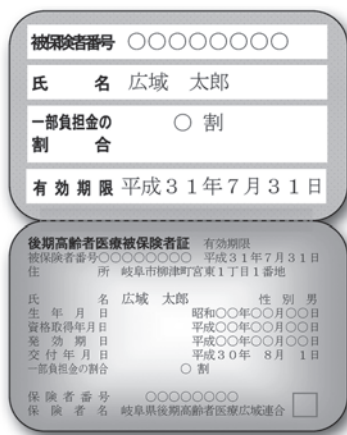
る郵便局に連絡し、都合の良い日に再配達を希望されるか、郵便局にて直接お受け取りください。

## ■郵便局の保管期限が過ぎた場合

「お知らせ」に記載されている保管期限が過ぎた郵便物は、市役所に返送されます。お受け取りについては、市役所へご連絡ください。

ださ。

問合先 市民課  
広報ID 10000614  
☎35-3137



新しい保険証は、色が“うすい緑色”に変わります(かたちや大きさは変わりません)

## 後期高齢者医療保険料

### 平成30年度の保険料額が決定しました

#### — 保険料額の決定通知書をお送りします —

平成29年中の所得が確定し、平成30年度の保険料が決まりましたので、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料の額やお支払いの方法が記載されていますので、ご確認ください(6月以降に後期高齢者医療制度へ加入された方へは、8月以降にお送りします)。

#### — 保険料の決まり方 —

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます(所得の状況に応じて、保険料の軽減措置があります)。

保険料額の算出の基礎となる保険料率は、2年ごとに見直しが行われており、今後の安定した後期高齢者医療財政運営を図るため、今回(平成30年度および平成31年度)保険料率が改定されています。

#### — 保険料は相互扶助の大切な財源です —

保険料額の決定通知書に「納付書」が同封されていた方は、納期限までに保険料を必ずお納めください。

また、年金天引きによって保険料を納めている方は、口座振替に支払い方法を切り替えることが可能です。口座振替への変更を希望される方は、市民課にお問い合わせください。

## 岐阜県後期高齢者医療制度「保険料率改定」のお知らせ

後期高齢者医療保険料の保険料率は、岐阜県後期高齢者医療広域連合にて2年ごとに見直しがあります。平成30・31年度の保険料率は表のとおりとなります。

区 分	(H28・29)	(H30・31)
均等割額	42,690円	41,214円
所得割率	8.55%	7.75%
保険料の賦課限度額	57万円	62万円

※保険料 = 「均等割額」 + 「所得割額 (被保険者の所得 × 所得割率)」 となります。

※所得 = 総所得金額等 - 33万円

※所得の少ない世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

問合先 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368  
市民課 ☎35-3137